

令和7年4月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時： 令和7年4月8日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について
 - ③ 承認第3号 専決処分の承認について
 - ④ 議案第1号 米奥小学校学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱又は任命について
 - ⑤ 議案第2号 四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の改正について
- 5 協議事項
 - ① 四万十町いじめ基本方針について
- 6 報告事項
 - ① 四万十町保育所苦情受付相談員の委嘱について
 - ② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
- 7 その他
 - ① 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 都築 桂

承認第1号

専決処分の承認について

区域外就学に係る承諾について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和7年4月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

区域外就学に係る承諾について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和7年3月27日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

(平成18年教育委員会規則第4号)

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

学校教育法施行令【抜粋】（昭和28年政令第340号）

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

（令和4年四万十町教育長訓令第1号）

（承認及び承諾基準）

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

（申請）

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

（承認又は承諾）

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(部活動継続の確認が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

承認第 2 号

専決処分の承認について

指定校区外就学に係る承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 4 月 8 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学に係る承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和7年3月27日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(部活動継続の確認が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

承認第3号

専決処分の承認について

指定校区外就学に係る承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和7年4月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学に係る承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和7年3月27日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(部活動継続の確認が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 1 号

米奥小学校学校運営協議会委員及びアドバイザーの委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項及び第 13 条第 3 項に基づき、米奥小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーを別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 4 月 8 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別 紙

米奥小学校学校運営協議会委員

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	村上 智之	●●●●●●●●●●
	吉田 健一	●●●●●●●●●●
	寺川 典男	●●●●●●●●●●
	政岡 竜二	●●●●●●●●●●
	矢野 和矢	●●●●●●●●●●
	武田 貴彦	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	田村 皓哉	●●●●●●●●●●
	大崎 弘和	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他の対象学校の 運営に資する活動を行う 者	岡本 美子	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	北添 忠	四万十町米奥149
(5) 学識経験を有する者	岡本 則子	●●●●●●●●●●
	森 雅順	●●●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者の ほか教育委員会が適当で あると認める者		

任期 : 令和7年4月11日 ~ 令和9年3月31日

米奥小学校学校運営協議会アドバイザー

氏 名	勤 務 先	住 所
黒瀬 忠行	佐川町教育研究所 (校長経験者)	●●●●●●●●●●

任期 : 令和7年4月11日 ~ 令和9年3月31日

参 考

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
 - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学校関係者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者
- 2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。
 - 3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(教育委員会等による指導及び助言等)

第13条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。
- 3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者(以下「アドバイザー」という。)を委嘱することができる。

議案第2号

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の改正について

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱を別紙のとおり改正することについて、委員会の意見を求める。

令和7年4月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱（平成 28 年四万十町教育長訓令第 1 号）を次のように改める。

第 1 条中「この要綱は」の次に「、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため」を加える。

第 2 条中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第 4 条中「教職員は、旧姓を使用しようとするときは」を「旧姓を使用しようとする教職員は」に改める。

第 7 条第 2 項中「と公務の円滑な運営」を削る。

別表第 1 中「

(10) 健康診断に関する表簿

」を「

(10) 健康診断に関する表簿

(11) 進学・就職に関する文書等（調査書、単位修得証明書等）

」に、「校務執行中」を「公務執行中」に、「職務専念義務免除承認書」を「職務専念義務免除願」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

旧姓を使用することができないもの

1 職員の身分等に関する文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの

(1) 採用辞令

(2) 宣誓書

(3) 在職証明書及び在職証明書交付願

(4) 臨時的任用職員・非常勤職員雇用関係書類

2 職員の権利義務に係る文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの

(1) 別表第 1 の 3 に定める以外の給与、報酬及び賃金関係書類

(2) 共済組合関係書類

(3) 職員互助会関係書類

(4) 公務災害関係書類

(5) 財形貯蓄関係書類

3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの

許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等

4 私人との法律上の関係を発生させるもの

契約書、協定書

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱 平成28年3月8日教育長訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、教職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (適用教職員)</p> <p>第2条 この要綱は、四万十町教育委員会の所管する小中学校(以下「四万十町立小中学校」という。)に勤務する教職員(臨時的任用教職員及び会計年度任用職員を含む。以下「教職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の範囲)</p> <p>第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。</p> <p>2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の届出等)</p> <p>第4条 旧姓を使用しようとする教職員は、履歴事項変更届の提出に併せて旧姓使用届(様式第1号)を校長を経由して四万十町教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>	<p>○四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱 平成28年3月8日教育長訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、教職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (適用教職員)</p> <p>第2条 この要綱は、四万十町教育委員会の所管する小中学校(以下「四万十町立小中学校」という。)に勤務する教職員(臨時的任用教職員及び非常勤職員を含む。以下「教職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の範囲)</p> <p>第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。</p> <p>2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の届出等)</p> <p>第4条 教職員は、旧姓を使用しようとするときは、履歴事項変更届の提出に併せて旧姓使用届(様式第1号)を校長を経由して四万十町教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第5条・第6条 (略) (教職員及び所属長の責務)</p> <p>第7条 旧姓使用教職員は、旧姓の使用に当たり、旧姓を使用することのできる文章等には統一して旧姓を使用するなど、常に児童生徒、保護者、その他町民又は職場に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。</p> <p>2 校長は、所属教職員の旧姓使用に関し適切な運用に努めなければならない。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) 旧姓を使用することができるもの</p> <p>1 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じるおそれなく、職務遂行上支障がないもの</p> <p>(1) 職場での呼称 (2) 職員録 (3) 名刺 (4) 座席表 (5) 座席札 (6) ネームプレート (7) メールアドレス (8) 通知表、成績一覧表 (9) 出席簿、学級日誌、時間割表 (10) 健康診断に関する表簿 (11) 進学・就職に関する文書等 (調査書、単位修得証明書等)</p> <p>2 専ら組織内で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの</p> <p>(1) 起案文書 (2) 決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン</p>	<p>第5条・第6条 (略) (教職員及び所属長の責務)</p> <p>第7条 旧姓使用教職員は、旧姓の使用に当たり、旧姓を使用することのできる文章等には統一して旧姓を使用するなど、常に児童生徒、保護者、その他町民又は職場に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。</p> <p>2 校長は、所属教職員の旧姓使用に関し適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) 旧姓を使用することができるもの</p> <p>1 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じるおそれなく、職務遂行上支障がないもの</p> <p>(1) 職場での呼称 (2) 職員録 (3) 名刺 (4) 座席表 (5) 座席札 (6) ネームプレート (7) メールアドレス (8) 通知表、成績一覧表 (9) 出席簿、学級日誌、時間割表 (10) 健康診断に関する表簿</p> <p>2 専ら組織内で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの</p> <p>(1) 起案文書 (2) 決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン</p>

改正後	改正前
<p>(3) 復命書</p> <p>(4) 校務・事務分掌表</p> <p>(5) 事務引継書</p> <p>(6) 研修関係書類</p> <p>(7) 出勤状況報告書</p> <p>(8) 週休日及び勤務時間の割振りに関する書類</p> <p>(9) 夏期特別休暇計画表</p> <p>(10) 病状経過報告書</p> <p>(11) 傷病報告書</p> <p>(12) 自家用車公務使用登録簿</p> <p>(13) 自動車使用記録簿</p> <p>(14) 物品関係書類</p> <p>(15) 表彰関係</p> <p>(16) 教職員人事異動調書</p> <p>(17) 辞令書（採用を除く）・人事異動通知書</p> <p>(18) 分限・懲戒処分関係書類</p> <p>(19) 退職願</p> <p>(20) 損害賠償等審査会関係書類</p> <p>(21) 指導要録</p> <p>3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの</p> <p>(1) 出勤簿</p> <p>(2) 旅行命令簿兼請求書</p> <p>(3) 育児休業関係書類</p> <p>(4) 校外勤務簿</p> <p>(5) 時間外勤務等命令簿、特殊勤務整理簿、特殊勤務実績簿</p> <p>(6) 管理職特別勤務実績簿</p> <p>(7) 扶養親族届</p>	<p>(3) 復命書</p> <p>(4) 校務・事務分掌表</p> <p>(5) 事務引継書</p> <p>(6) 研修関係書類</p> <p>(7) 出勤状況報告書</p> <p>(8) 週休日及び勤務時間の割振りに関する書類</p> <p>(9) 夏期特別休暇計画表</p> <p>(10) 病状経過報告書</p> <p>(11) 傷病報告書</p> <p>(12) 自家用車公務使用登録簿</p> <p>(13) 自動車使用記録簿</p> <p>(14) 物品関係書類</p> <p>(15) 表彰関係</p> <p>(16) 教職員人事異動調書</p> <p>(17) 辞令書（採用を除く）・人事異動通知書</p> <p>(18) 分限・懲戒処分関係書類</p> <p>(19) 退職願</p> <p>(20) 損害賠償等審査会関係書類</p> <p>3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの</p> <p>(1) 出勤簿</p> <p>(2) 旅行命令簿兼請求書</p> <p>(3) 育児休業関係書類</p> <p>(4) 校外勤務簿</p> <p>(5) 時間外勤務等命令簿、特殊勤務整理簿、特殊勤務実績簿</p> <p>(6) 管理職特別勤務実績簿</p> <p>(7) 扶養親族届</p>

改正後	改正前
<p>(8) 住居届 (9) 通勤届 (10) 単身赴任届 (11) 履歴事項変更届 (12) 特勤勤務手当等に関する校長の報告、へき地等学校に勤務する職員 の住居届 (13) 産業教育手当にかかる申請書 (14) 代休日指定簿 (15) 週休日の振替命令簿 (16) ボランティア活動計画書 (17) 公務執行中の事故報告書 (18) 営利企業等従事許可申請書 (19) 兼職等認定申請書 (20) 職務専念義務免除願 (21) 休暇届・休暇承認願 4 その他法令等に抵触するおそれのないもの 研究論文等の発表、講演等 別表第2（第3条関係） 旧姓を使用することができないもの</p> <p>1 職員の身分等に関する文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの (1) 採用辞令 (2) 宣誓書 (3) 在職証明書及び在職証明書交付願 (4) 臨時的任用職員・非常勤職員雇用関係書類</p> <p>2 職員の権利義務に係る文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの</p>	<p>(8) 住居届 (9) 通勤届 (10) 単身赴任届 (11) 履歴事項変更届 (12) 特勤勤務手当等に関する校長の報告、へき地等学校に勤務する職員 の住居届 (13) 産業教育手当にかかる申請書 (14) 代休日指定簿 (15) 週休日の振替命令簿 (16) ボランティア活動計画書 (17) 校務執行中の事故報告書 (18) 営利企業等従事許可申請書 (19) 兼職等認定申請書 (20) 職務専念義務免除承認書 (21) 休暇届・休暇承認願 4 その他法令等に抵触するおそれのないもの 研究論文等の発表、講演等 別表第2（第3条関係） 旧姓を使用することができないもの</p> <p>1 職員が職務上作成するもので、他に与える影響が大きいもの 指導要録、進学・就職に関する文書等</p> <p>2 職員の身分等に関する文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの (1) 採用辞令 (2) 宣誓書 (3) 在職証明書及び在職証明書交付願 (4) 臨時的任用職員・非常勤職員雇用関係書類</p> <p>3 職員の権利義務に係る文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの</p>

改正後	改正前
<p>るもの</p> <p>(1) 別表第1の3に定める以外の給与、報酬及び賃金関係書類</p> <p>(2) 共済組合関係書類</p> <p>(3) 職員互助会関係書類</p> <p>(4) 公務災害関係書類</p> <p>(5) 財形貯蓄関係書類</p> <p>3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの</p> <p>許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等</p> <p>4 私人との法律上の関係を発生させるもの</p> <p>契約書、協定書</p> <p>様式第1号 ～ 様式第4号 (略)</p>	<p>るもの</p> <p>(1) 別表第1の3に定める以外の給与、報酬及び賃金関係書類</p> <p>(2) 共済組合関係書類</p> <p>(3) 職員互助会関係書類</p> <p>(4) 公務災害関係書類</p> <p>(5) 財形貯蓄関係書類</p> <p>4 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの</p> <p>許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等</p> <p>5 私人との法律上の関係を発生させるもの</p> <p>契約書、協定書</p> <p>様式第1号 ～ 様式第4号 (略)</p>

【改正の理由】

四万十町立小中学校に勤務する教職員（町の職員を除く。）の旧姓使用については、県立学校の教職員に準じた取扱いを本要綱で定めていくところとします。

この度、高知県立学校職員旧姓使用取扱要綱が一部改正（令和7年4月1日から施行）されたことに伴い、本要綱を改正しようとするものです。また、合わせて字句の修正等を行うこととしています。

主な改正内容：目的に「互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため」を追加します。

適用する教職員のうち、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改めます。

旧姓使用に係る校長の責務から「公務の円滑な運営」を削除します。

旧姓を使用することができないとしていた「進学・就職に関する文書等（調査書、単位修得証明書等）」を、使用することができるようにします。